

令和元年度（平成31年度）第3回

愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和元年6月25日(火) 午後4時00分～午後5時00分					
招集の場所	役場本庁3階 大会議室					
出席委員 14名 欠席委員 0名	議席番号	農業委員氏名	出欠の別	議席番号	農業委員氏名	出欠の別
	1	和喜田 重則	出	8	土居 尚行	出
	2	畑田 藤志郎	出	9	河野 仁	出
	3	岡添 蔦代	出	10	西崎 梅一	出
	4	孝野 覚也	出	11	尾崎 春夫	出
	5	山口 深	出	12	田中 定嘉	出
	6	西口 孝	出	13	谷口 八千代	出
	7	太田 憲男	出	14	浜田 暁	出
議事録署名人	12	田中 定嘉		13	谷口 八千代	
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 8名 事務局職員 2名	職名	氏名		職名	氏名	
	推進委員	埜下 浩孝		推進委員	吉見 元	
	推進委員	増崎 淳子		推進委員	高平 幸和	
	推進委員	山本 哲也		推進委員	埜々下 正男	
	推進委員	中西 一夫		推進委員	山下 延夫	
	事務局長	吉村 克己		課長補佐	加洲 能子	
会議の内容	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について</p> <p>議案第4号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について</p> <p>議案第5号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)</p>					

令和元年度(平成 31 年度)第 3 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	<p>只今から令和元年度(平成 31 年度)愛南町農業委員会第 3 回定例総会を開会致します。</p>
議長(会長)	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は 14 名中 14 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に、12 番、田中定義委員と 13 番、谷口八千代委員を指名致します。</p> <p>それでは、日程第三、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。</p> <p>受付番号 3 番、上大道 1558 番外 2 筆、地目・面積は畑・3,115 m²で 3 条無償移転でございます。経営面積は 94.9aでございます。</p> <p>受付番号 4 番は、取下願が提出されましたため、欠番としています。</p> <p>受付番号 5 番ですが、議案の訂正をお願い致します。合計欄の田 3 筆を、田 1 筆・畑 2 筆に、面積の合計欄、田 5,856 m²を田 954 m²・畑 4,902 m²に訂正をお願い致します。</p> <p>受付番号 5 番、城辺甲 4249 番外 2 筆、地目・面積は田・954 m²、畑 4,902 m²で 3 条有償移転でございます。経営面積は 59.7aでございます。</p> <p>受付番号 6 番、城辺甲 4997 番、地目・面積は田・1,376 m²で 3 条有償移転でございます。経営面積は 345.7aでございます。</p> <p>以上 3 件でございます。申請につきましては、それぞれ該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>

議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。3番お願い致します。</p>
委員	<p>譲渡人は一本松の方に住んでおられます。ほとんどここは、営農作業を行っておりません。一筆になっているところも遊子の段畑みたいな感じで、細かく分かれているところもあるのですが、譲受人が、何とかうまく活用できないかと工夫をなされているところです。申請地は、譲受人の家の周りなので、何ら問題は無いのではないかと思います。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。 次に5番お願い致します。</p>
委員	<p>譲渡人は、大阪にお住まいですが、ご出身は譲受人と同じ地区です。譲受人は現在、土建業をやっています。申請地の田は同じ地区にありますが、畑は少し離れた所にあり、現在は実質的には畑の状態ではないような気がしております。今回、譲受人が事業拡張で、譲渡人のご要望もあって所有権の移転ということになりました。譲受人は、すでに土建業以外に農業もやっておりますし、トラクター・コンバイン等を持っておりまして、経験も豊富ですので、特に問題ないかと思っております。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>

委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に 6 番お願い致します。</p>
委員	<p>譲渡人も譲受人も同じ地区の方です。現在ほかの方が耕作されておりますが、譲渡人は女性で将来的にも耕作する予定もないということで、ご近所の造園業をされている譲受人に所有権を移転ということになりました。譲受人は、柑橘や農業をしております、特に問題は無いと思います。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>つぎに、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。</p> <p>受付番号 2 番、緑乙 3723 番 2、地目・面積は畑・174 m²でございます。転用目的は住宅敷地でございます。また、農地の区分は良好な営農条件を備えている農地で、第 1 種農地と判断されますが、例外許可事項のうち既存の施設の拡張に該当するため、許可は可能と思われれます。</p> <p>以上 1 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>

議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。2番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、県道を僧都に向かって緑小学校よりも奥を左にまがったところの奥です。申請地の隣に〇〇さんが家を建てていて、その娘さんが申請者です。ご本人は松山に住んでいるので、いずれ手放すことを考えて調べたら、進入路が農地だったことが分かりました。家が建ってから、30年近くなるようです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。 次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号10番、上大道960番外2筆、地目・面積は畑・1,529㎡でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。</p> <p>受付番号11番、増田1312番、地目・面積は畑・255㎡でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。</p> <p>受付番号12番、小山850番1、地目・面積は畑・1,175㎡でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。</p> <p>受付番号13番、小山850番2、地目・面積は畑・1,450㎡でございます。</p>

	<p>転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。</p> <p>受付番号14番、御荘平城1489番6、地目・面積は畑・31㎡でございます。転用目的は進入路でございます。また、農地の区分は、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第3種農地と判断されます。</p> <p>受付番号15番、御荘平城5371番1、地目・面積は田・1,645㎡でございます。転用目的は駐車場でございます。また、農地の区分は、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第3種農地と判断されます。</p> <p>受付番号16番、城辺甲4202番1、地目・面積は田・1,088㎡でございます。転用目的は資材置場でございます。また、農地の区分は良好な営農条件を備えている農地で、第1種農地と判断されますが、例外許可事項のうち「集落接続」に該当するため、許可は可能と思われま。</p> <p>受付番号17番、中川66番3、地目・面積は畑・235㎡でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上8件でございます。申請につきましては、それぞれ該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p> <p>議長(会長) 只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。10番お願ひ致します。</p> <p>委員 現場は、周辺地域はほとんど営農活動が行われていない場所の一番奥です。手前の方は、耕作されている土地もあるのですが、奥の方は両方から竹林に迫られてきていて、近々全て放置竹林になってしまうのではないかとおられるような場所です。地区にとっては、太陽光パネルで、きれいになるのではないかとこのような状況ではあります。営農型ではなく、普通の状況のパネルだと思います。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p> <p>議長(会長) それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p> <p>委員 家が写っているのは〇〇さん？</p>
--	--

委員	そうです。現在、もう誰もおられません。
議長(会長)	他に無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。 11番お願い致します。
委員	場所は、以前提案したところの横になります。数十年前から山状態になっているところで、全く生産性がない状況だろうと思います。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
委員	太陽光パネルの面積と転用面積が違うのはなぜか。
事務局	横の筆が一体利用地になっております。そこは、宅地になっております。
議長(会長)	他に無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。 12・13番お願い致します。
委員	場所は東小山地区です。現況は休耕地です。譲渡人は農業を営んでおります。12番の譲受人は松山の人で自営業。株式会社を経営しておるようです。聞いてみますと、再生エネルギーでエコ社会に貢献したいということです。それぞれ協議した結果、今回の申請になりました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。

事務局	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
委員	小山地区の同意は取れているのか。
事務局	調停をもって承諾をしたと聞いております。
委員	私、調停委員なのですが、結果としては、区長さんや借受人たちで話し合いをし、調停で決まったわけではないんです。当人同士の話し合いで決まったということです。
議長(会長)	他に無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。 14番は西崎委員が議案当事者ですので退室をお願い致します。
委員	(西崎委員退室)
議長(会長)	14番お願い致します。
事務局	担当委員さんが会議で遅れているので、事務局が代わりに説明いたします。場所は、八幡野神社一帯の住宅街にあります。譲受人は隣の土地を購入されて家を建てて住まわれているのですが、自己所有の進入路だけでは狭く不便なので、今回申請地を買受けて進入路として転用したいということで申請が上がってきております。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。
委員	(西崎委員入室)
議長(会長)	15番お願い致します。
委員	場所は、馬瀬集会所から200～300m奥です。駐車場として使用するようです。以前から駐車場として使用していましたが、今回の申請となりました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。 16番お願い致します。
委員	場所は豊田地区の広い道路沿いです。今までは近くの方が耕作しておりました。そこを所有権移転ということで、譲受人が資材置場として転用したいということで話がつきました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)

議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>17 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は国道を宿毛方面に向かい、コンビニの 200mほど手前、国道沿いです。二畝くらいの農地です。端に小芋は植えていますが、全く手は入れていない状態です。岩水から、津波の心配のない、奥さんの出郷の農地に引っ越して、住宅を建てたいということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第 4 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 4 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 1 番、小山 519 番外 1 筆、地目・面積は田・605 m²でございます。場所は、東小山の集会所の西、直線距離で 600mほど離れたあたりになります。</p> <p>対象地の調査年月日は平成 30 年 9 月 21 日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、農地パトロールの調査結果通り、荒廃農地となっており、周囲の農地も同様に荒廃化が著しく今後の再生利用が困難な状況となっております。また、対象地一帯は水源もなく、以前は耕作者の共同負担でポンプによる汲み上げを行っていましたが、今は周囲の農地は誰も耕作していないことから、今後</p>

	<p>の農地としての活用は見込まれないものと思われます。以上 1 件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>場所をもう少し具体的に。</p>
事務局	<p>太陽光のある一角です。道端になります。</p>
議長(会長)	<p>他に無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第 5 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 5 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 61 番は再設定で、御荘菊川 3330 番外 1 筆、地目・面積は畑・11,697 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 62 番は再設定で、城辺甲 2847 番 1 外 2 筆、地目・面積は田・3,706 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 63 番は再設定で、城辺甲 3600 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・2,641 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 64 番は再設定で、城辺甲 3801 番外 2 筆、地目・面積は田・4,531 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 65 番は再設定で、中川 1698 番、地目・面積は畑・1,801 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 66 番は再設定で、中川 822 番 1 外 5 筆、地目・面積は田・5,876 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 67 番は再設定で、御荘平城 639 番外 1 筆、地目・面積は畑・837</p>

	<p>m²、使用貸借で生産物は野菜、期間は3年でございます。</p> <p>受付番号68番は新規で、僧都488番1、地目・面積は田・800 m²、使用貸借で生産物は水稻、期間は2年でございます。</p> <p>受付番号69番は新規で、御荘長月62番1外1筆、地目・面積は田・6,295 m²、使用貸借で生産物は水稻・野菜、期間は10年でございます。</p> <p>受付番号70番は新規で、御荘長洲146番1外3筆、地目・面積は田・5,754 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号71番は新規で、緑乙3197番外2筆、地目・面積は田・1,349.94 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号72番は新規で、御荘菊川2519番1、地目・面積は畑・2,687 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は5年でございます。</p> <p>以上12件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、65番66番は中西委員が議案当事者ですので退室をお願い致します。</p>
委員	<p>(中西委員退室)</p>
議長(会長)	<p>65番66番について、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>65番66番はご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p>
委員	<p>(中西委員入室)</p>
議長(会長)	<p>70番は山本委員が議案当事者ですので退室をお願い致します。</p>
委員	<p>(山本委員退室)</p>

議長(会長)	70 番について、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	70 番はご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。
委員	(山本委員入室)
議長(会長)	その他について、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。 その他お願いします。
事務局	事務局から、農地法第 3 条の規定による許可の取消が提出されましたので、ご報告させていただきます。先月の定例会にて許可いただきました受付番号 1 番、緑乙 342 番、地目・面積は田・1,533 m ² で 3 条有償移転の案件でございます。取消の理由といたしましては、土地売買代金、支払時期の意見が合わなかったためでございます。
議長(会長)	以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議長 河野 仁

議事録署名人

谷口 八千代

議事録署名人

田中 定嘉